

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町

NO.

1

合併協議会だより

2009 12
平成21年

2010 1
平成22年

平成21年10月7日合併協定調印式（都賀町中央公民館）



平成21年10月15日 県知事への合併申請（県庁）

平成22年3月29日

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町が合併

新生「栃木市」が誕生

合併協議の経過

本地区の合併協議は、平成20年12月に栃木市、大平町、藤岡町、都賀町の1市3町で「栃木地区合併協議会」を設置し本格的にスタートしました。

その後、平成21年3月に西方町が加入し、1市4町の構成となり、新市発足に向けた様々な協議を進めるとともに、住民説明会を開催し、合併に対する住民の理解を深める取組を進め、7月30日の第12回栃木地区合併協議会において全ての協定項目が確認されたことから、8月18日に合併協定調印式を実施しました。

それを受けて、8月21日に1市4町が各議会に合併関連議案を提案したところ、西方町議会のみで否決という結果になりました。

この結果を受けて、合併協議の方向性を協議し、改めて、合併の必要性、合併新法期限内での新市発足の重要性を共通認識とし、西方町の動向を見守りつつも、1市3町での合併協議会を設置することといたしました。

9月4日に1市3町の各議会において、「栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会」の設置が可決され、9月16日、10月7日の2回の協議会を経て、全ての協定項目が確認されたことから、10月7日に合併協定調印式を実施しました。

それを受けて、10月9日、13日に1市3町の各議会に合併関連議案を提案し、全ての市町で可決され、合併が成立することとなりました。

このような経過により、最終的には、栃木市、大平町、藤岡町、都賀町の1市3町で、平成22年3月29日から新生「栃木市」として歩み出すことになりました。

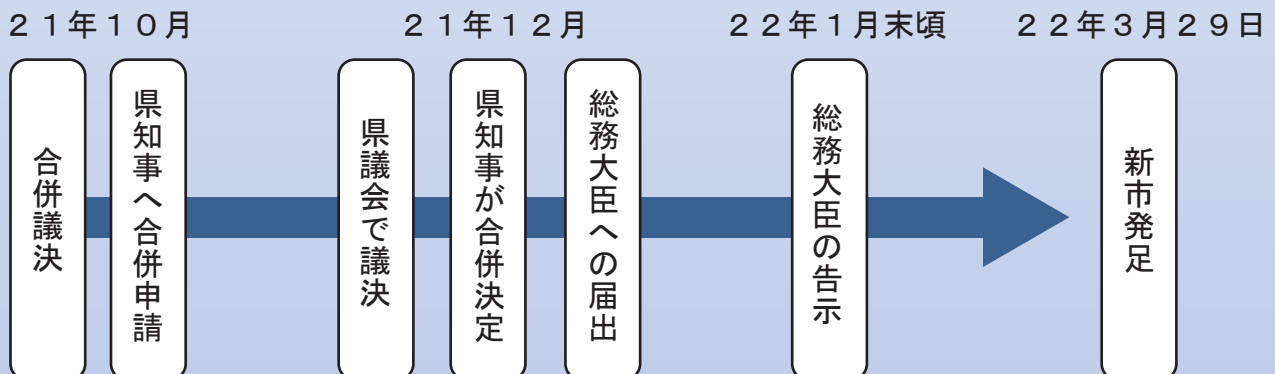
【西方町について】

8月21日の合併関連議案の否決後、住民投票実施の動きや合併関連議案の再提案など、今回の合併への再合流に向けて様々な取組が行われましたが、10月7日の合併協議会の前に西方町長より今回の合併への合流は見合わせる旨の報告がありました。

《7月以降の合併協議の経過》

年	月	内容	構成
21	7	<ul style="list-style-type: none"> ●第11回栃木地区合併協議会 ・合併協定書(案)ほか ●第12回栃木地区合併協議会 ・合併市町村基本計画についてほか 	栃木市 西方町 大平町 藤岡町 都賀町
	8	<ul style="list-style-type: none"> ●1市4町合併協定調印式(18日) ●合併関連議案を各議会に提案(21日) ・西方町議会のみが否決 ●首長間協議(27日) ・1市3町での合併協議会設置を確認 	
	9	<ul style="list-style-type: none"> ●栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会設置の議案が各議会でも可決(4日) ●第1回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会(16日) ・合併市町村基本計画を除く全ての合併協定項目を確認 	栃木市 大平町 藤岡町 都賀町
	10	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会(7日) ・合併市町村基本計画を決定 ●1市3町合併協定調印式(7日) ●合併関連議案を各議会でも可決(9日・13日) ●栃木県知事へ1市3町での合併を申請(15日) 	

新市発足までの流れ



栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会 における協議について

本地区の合併協議は、栃木市、大平町、藤岡町、都賀町の1市3町でスタートし、その後、西方町が加入しても協議内容に変更の必要性は生じなかったこと、また、既に住民説明会において、合併協定項目の調整方針や合併市町村基本計画の案を説明し、住民の理解を得ていることから、1市4町栃木地区合併協議会で確認されている内容をもとに、西方町に関する記述の削除や「1市4町」を「1市3町」に読み替えるなどし、合併協定項目の調整や合併市町村基本計画の策定を行うこととしました。

このような考え方により、9月16日、10月7日の合併協議会において全ての合併協定項目が確認されました。主な協定項目の調整方針は次のとおりです。

合併の方式

栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

合併の期日

合併の期日は、平成22年（西暦2010年）3月29日とする。

新市の名称

新市の名称は、「栃木市」とする。

事務組織及び機構の取扱い

- 1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができる体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。
- 2 合併時における組織については、栃木市を参考に部制を執るものとする。
- 3 合併の前日において存する支所、出張所等については、新市に引継ぐものとする。

地域自治制度の取扱い（抜粋）

地域自治制度の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第23条の規定に基づき、合併前の大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに「地域自治区」を置くものとする。

新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所の位置は、栃木市入舟町7番26号（現在の栃木市役所）とする。
- 2 大平町、藤岡町及び都賀町の現庁舎については、市民の利便性を考慮した総合支所とする。
- 3 将来の新庁舎については、住民の利便性や財政状況などを総合的に勘案して、新市において検討する。

議会の議員の定数及び任期の取扱い（抜粋）

- 1 地方自治法第91条第1項の規定に基づく新市の議会の議員の定数は、31人とする。
- 2 新市の設置後最初に行われる一般選挙（その再選挙及び補欠選挙を含む。）につき、公職選挙法第15条第6項の規定に基づき栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに選挙区を設けるものとする。各選挙区の定数は、公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、栃木市15人、大平町7人、藤岡町5人、都賀町4人とする。
- 3 次回の一般選挙から選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。

その他の協定項目に関することは、次号以降、具体的な新市の制度としてお知らせしていきます。

合併に伴い住所表示が変更になります

合併に伴い平成22年3月29日から住所表示が変更になる地域があります。なお、地番の変更、郵便番号や電話番号（市外局番）の変更はありません。

例（合併前）下都賀郡大平町大字富田558 ⇒（合併後）栃木市大平町富田558

○現・栃木市の区域

住所表示の変更はありません。

○大平町の区域

現行の住所表示		合併後の住所表示	
下都賀郡	大平町大字富田	栃木市	大平町富田
	大平町大字西山田		大平町西山田
	大平町大字下皆川		大平町下皆川
	大平町大字横堀		大平町横堀
	大平町大字牛久		大平町牛久
	大平町大字土与		大平町土与
	大平町大字蔵井		大平町蔵井
	大平町大字川連		大平町川連
	大平町大字真弓		大平町真弓
	大平町大字下高島		大平町下高島
	大平町大字上高島		大平町上高島
	大平町大字北武井		大平町北武井
	大平町大字新		大平町新
	大平町大字西野田		大平町西野田
	大平町大字榎本		大平町榎本
	大平町大字西水代		大平町西水代
大平町大字伯仲	大平町伯仲		

○藤岡町の区域

現行の住所表示		合併後の住所表示	
下都賀郡	藤岡町大字部屋	栃木市	藤岡町部屋
	藤岡町大字新波		藤岡町新波
	藤岡町大字石川		藤岡町石川
	藤岡町大字帯刀		藤岡町帯刀
	藤岡町大字緑川		藤岡町緑川
	藤岡町大字西前原		藤岡町西前原
	藤岡町大字蛭沼		藤岡町蛭沼
	藤岡町大字富吉		藤岡町富吉
	藤岡町大字中根		藤岡町中根
	藤岡町大字藤岡		藤岡町藤岡
	藤岡町大字内野		藤岡町内野
	藤岡町大字下宮		藤岡町下宮
	藤岡町大字赤麻		藤岡町赤麻
	藤岡町大字大前		藤岡町大前
	藤岡町大字甲		藤岡町甲
	藤岡町大字都賀		藤岡町都賀
藤岡町大字大田和	藤岡町大田和		
藤岡町大字太田	藤岡町太田		

○都賀町の区域

現行の住所表示		合併後の住所表示	
下都賀郡	都賀町大字合戦場	栃木市	都賀町合戦場
	都賀町大字平川		都賀町平川
	都賀町大字升塚		都賀町升塚
	都賀町大字家中		都賀町家中
	都賀町大字原宿		都賀町原宿
	都賀町大字木		都賀町木
	都賀町大字臼久保		都賀町臼久保
	都賀町大字大橋		都賀町大橋
	都賀町大字富張		都賀町富張
	都賀町大字深沢		都賀町深沢
	都賀町大字大柿		都賀町大柿

住所表示の変更に伴う手続き

住所表示の変更に伴って、各官公署等で手続きが必要になる場合があります。

特に対象者の方が多いと思われる項目に関して、「市町」、「国」、「県」の分類で2号にわたりお知らせしますので、表を参考に手続き等を行ってください。

なお、掲載されていない項目や手続きの詳細については、業務関連機関に直接お問い合わせください。

◆ 市町の関係

○原則として、住所表示の変更手続きを行う必要はありません。ただし、一部、取扱いにご注意いただくものがあります。

分類	項目	必要な手続き等	現在の担当課
住民登録関係	住民票	住所変更の手続きは必要ありません。新市が職権で変更します。	栃木市市民生活課 Tel21-2147
	戸籍謄抄本・附票		大平町生活環境課 Tel43-9209
	印鑑登録証	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、旧市町の印鑑登録証は本庁又は総合支所に来庁された際、新市の印鑑登録証と交換します。	藤岡町住民課 Tel62-0903
	住民基本台帳カード	住所の記載があるカードをお持ちの方は、新市の本庁舎又は総合支所にお持ちください。新住所を裏面に記入します。	都賀町住民課 Tel29-1103
	外国人登録証明書	住所変更の手続きは必要ありません。新市の本庁舎又は総合支所へ来庁された際に変更の記載をします。	
国民健康保険	被保険者証	住所変更の手続きは必要ありません。	栃木市保険年金課 Tel21-2151
	高齢受給者証	大平町、藤岡町、都賀町の方	大平町保険児童課 Tel43-9223
	標準負担額減額認定証	・平成22年3月31日までは現在の被保険者証等をお使いください。	藤岡町健康増進課 Tel62-0904
	限度額適用・標準負担額認定証	・平成22年3月中に新しい住所の被保険者証等を郵送しますので、4月1日からは、新しいものをお使いください。	都賀町住民課 Tel29-1103
	特定疾病療養受療証		
後期高齢者医療	被保険者証	現栃木市の方	
	限度額適用・標準負担額減額認定証	・現在の被保険者証等を引き続きお使いいただけます。	
	特定疾病療養受療証		
医療費助成	子ども医療費受給資格者証	住所変更の手続きは必要ありません。 大平町、藤岡町、都賀町の方 ・平成22年3月31日までは現在の資格者証等をお使いください。	栃木市保険年金課 Tel21-2153
	重度心身障がい者医療費受給者証	・3歳未満(現物給付)の子ども医療費受給資格者証は平成22年3月中に新しい住所の資格者証を郵送しますので、4月1日からは、新しいものをお使いください。	大平町保険児童課 Tel43-9223
	ひとり親家庭医療費受給資格者証	・3歳以上の子ども医療費・重度心身障がい者・ひとり親・妊産婦医療費受給資格者証は、順次郵送いたします。	藤岡町福祉環境課 Tel62-0905
	妊産婦医療費受給資格者証	現栃木市の方 ・現在の資格者証等を引き続きお使いいただけます。	都賀町住民課 Tel29-1103
介護保険	被保険者証	住所変更の手続きは必要ありません。 大平町、藤岡町、都賀町の方	栃木市高齢福祉課 Tel21-2531
	負担限度額認定証	・平成22年3月中に新しい住所の被保険者証等を郵送しますので、3月29日からは、新しいものをお使いください。	大平町健康福祉課 Tel45-1788
	社会福祉法人等利用者負担額減額認定証	現栃木市の方 ・現在の被保険者証等を引き続きお使いいただけます。	藤岡町健康増進課 Tel62-0904
			都賀町保健福祉課 Tel29-1104

➤ 次ページへ続く

分類	項目	必要な手続き等	現在の担当課
税	法人市・町民税に係る法人等の所在地の届出	住所変更の手続きは必要ありません。	栃木市税務課 Tel.21-2121
	市・町県民税に係る特別徴収義務者の所在地の届出		大平町税務課 Tel.43-9208
	原動機付自転車(125CC以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)		藤岡町税務課 Tel.62-0902
	税等の口座振替		都賀町税務課 Tel.29-1102
障がい福祉	身体障害者手帳	住所変更の手続きは必要ありません。新市が職権で変更します。	栃木市福祉サービス課 Tel.21-2511
	療育手帳		大平町健康福祉課 Tel.45-1788
	精神障害者保健福祉手帳	住所変更の手続きは必要ありません。	藤岡町福祉環境課 Tel.62-0905
	自立支援医療受給者証(更生医療)	住所変更の手続きは必要ありません。新たなものを送付します。	都賀町保健福祉課 Tel.29-1104
	自立支援医療受給者証(精神通院)	住所変更の手続きは必要ありません。新市が職権で変更します。	
	障がい福祉サービス受給者証		
児童福祉	児童手当	住所変更の手続きは必要ありません。	栃木市福祉サービス課 Tel.21-2511
	遺児手当		大平町健康福祉課 Tel.45-1788
	児童扶養手当証書	住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	藤岡町福祉環境課 Tel.62-0905
	特別児童扶養手当		都賀町保健福祉課 Tel.29-1104
保育所 保育園	保育所・保育園に関する住所変更手続き	住所変更の手続きは必要ありません。	栃木市こども課 Tel.21-2518 大平町保険児童課 Tel.43-9223 藤岡町福祉環境課 Tel.62-0905 都賀町保健福祉課 Tel.29-1104
母子福祉	母子健康手帳	住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	栃木市健康増進課 Tel.25-3512 大平町健康福祉課 Tel.45-1788 藤岡町健康増進課 Tel.62-0904 都賀町保健福祉課 Tel.29-1104
畜犬	犬の登録鑑札	住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	栃木市健康増進課 Tel.25-3511
	狂犬病予防注射済票		大平町生活環境課 Tel.43-9211 藤岡町福祉環境課 Tel.62-0905 都賀町保健福祉課 Tel.29-1105
小中学校	小中学校に関する住所変更手続	住所変更の手続きは必要ありません。	栃木市学校教育課 Tel.21-2722 大平町学校教育課 Tel.43-9218 藤岡町学校教育課 Tel.62-0914 都賀町学校教育係 Tel.28-0801
上下水道	水道料金の口座振替	住所変更の手続きは必要ありません。	栃木市水道課 Tel.25-2100
	指定給水装置工事事業者の住所		大平町水道課 Tel.43-9221 藤岡町上下水道課 Tel.62-0913 都賀町水道課 Tel.29-1108
	下水道使用料・農業集落排水使用料の口座振替	住所変更の手続きは必要ありません。	栃木市下水道課 Tel.20-5711
	下水道排水設備指定工事店証		大平町下水道課 Tel.43-9224
	下水道・農業集落排水の水洗便所改造資金融資あつせん		藤岡町上下水道課 Tel.62-0913 都賀町水管理課 Tel.29-1109
その他	行政財産使用許可書 町有財産使用許可書	住所変更の手続きは必要ありません。	栃木市施設管理課 Tel.21-2304 大平町管財課 Tel.43-9207 藤岡町財政管理課 Tel.62-0901 都賀町総務課 Tel.29-1100
	庁舎使用許可書	住所変更の手続きは必要ありません。	藤岡町財政管理課 Tel.62-0901
	入札参加資格審査申請書	住所変更の手続きは必要ありません。	栃木市契約検査課 Tel.21-2411 大平町管財課 Tel.43-9207 藤岡町財政管理課 Tel.62-0901 都賀町総務課 Tel.29-1100
	小規模工事等契約希望者登録申請書	住所変更の手続きは必要ありません。	栃木市契約検査課 Tel.21-2411 大平町管財課 Tel.43-9207 都賀町総務課 Tel.29-1100
	聖地公園使用許可証 町営墓地使用許可証	住所変更の手続きは必要ありません。	栃木市環境課 Tel.21-2603 大平町生活環境課 Tel.43-9211 藤岡町福祉環境課 Tel.62-0905 都賀町保健福祉課 Tel.29-1105

❖ 国の関係

○原則として、住所表示の変更手続きを行う必要はありません。ただし、一部、取扱いにご注意いただくものがあります。

項目	対象者・対象事項	必要な手続き等	窓口
土地、建物登記簿	不動産の所在	職権で修正されますので、手続きの必要はありません。 ただし、登記事項の修正に相当の期間を要するので、その間については合併前の住所表記で証明書等が交付されます。特段の問題がなければ修正されたものとして読み替えてご利用ください。	宇都宮地方法務局 栃木支局 Tel.22-1068 栃木市片柳町 1丁目22番22号
	所有者の住所 (抵当権、地上権、仮登記等の権利者の住所)	所有者等の住所が変更になりますが、合併前の住所を新市の住所に読み替える規定がありますので、手続きの必要はありません。 なお、合併前の住所で差し支える場合は、新市が発行する住所変更の証明書等を添付のうえ、右記窓口へ登記名義人の住所変更登記（非課税）を申請してください。	
会社等の商業登記、法人登記等	定款等にある事務所の位置の表記変更等 役員の住所表記変更	本店、主たる事務所及び役員の住所等については職権で修正されますので、手続きの必要はありません。 ただし、登記事項の修正に相当の期間を要するので、その間については合併前の住所表記で証明書等が交付されます。特段の問題がなければ修正されたものとして読み替えてご利用ください。 支店及び従たる事務所（以下「支店等」）の場合、合併日以降、本店等を管轄する法務局で支店等の所在地変更登記を申請し、その登記が完了後、支店等を管轄する法務局に変更登記を申請してください。 (栃木県内に本支店がある場合を除く)	
政府管掌健康保険	適用事業所の事業主	変更内容については、社会保険事務所より各事業所へ通知書を送付します。	栃木社会保険事務局 栃木社会保険事務所 Tel.22-4131 栃木市城内町 1丁目2番12号
	被保険者	住所変更の手続きは必要ありません。 被保険者証に記載の住所は、本人で書き替えをお願いします。	
国民年金、厚生年金	被保険者、受給者	住所変更の手続きは必要ありません。 手帳等に記載の住所は、本人で書き替えをお願いします。	※22年1月から、「栃木年金事務所」に名称が変わります。
	厚生年金加入事業所	住所変更の手続きは必要ありません。 変更内容については、社会保険事務所より各事業所へ通知書を送付します。	
自動車検査証	普通車、250ccを超えるオートバイ	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、新市名に変更することを希望される方は窓口に自動車検査証を持参していただければ、新市名に変更した、新自動車検査証を交付いたします。 (料金等はかかりません。)	関東陸運局 栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所 Tel.050-5540-2020
軽自動車届出済証	125ccを超え250cc以下のオートバイ	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、新市名に変更することを希望される方は窓口に軽自動車届出済証を持参していただければ、新市名に訂正させていただきます。(料金等はかかりません。)ただし、新しい用紙での軽自動車届出済証を希望される方は、用紙代として100円負担となります。	佐野市下羽田町 2001番7号
自動車検査証	四輪の軽自動車	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は車検証と印鑑をご持参いただき申請することができます。申請用紙代として40円負担となります。	軽自動車検査協会 栃木事務所佐野支所 Tel.0283-20-6116 佐野市下羽田町 2001番2号

※「県」関係の手続きは次号でお知らせします。

❖ 住所表示の変更を証する書面（証明書）を発行します。

住所表示の変更に伴う手続きの中には、変更を証明する書類が必要となるものがあります。新市では、平成22年3月29日から、住所表示の変更に関する「証明書」（無料）を次の庁舎等において発行します。

○住所表示の変更に関する証明書の発行場所

本庁舎（現・栃木市役所）	皆川地区公民館
大平総合支所（現・大平町役場）	吹上地区公民館
藤岡総合支所（現・藤岡町役場）	寺尾地区公民館
都賀総合支所（現・都賀町役場）	国府地区公民館
大宮地区公民館	部屋出張所

お知らせ

12月以降の合併協議会の開催予定

第4回 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

12月25日（金）14：00～

栃木市保健福祉センター

第5回 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

1月22日（金）14：00～

栃木市保健福祉センター

第6回 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

2月26日（金）14：00～

栃木市保健福祉センター

編集 / 発行

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

〒328-8686 栃木県栃木市入舟町7番26号（栃木市役所内）

TEL：0282-21-2404 FAX：0282-21-2407

<http://www.totigi-gappei.jp/toft/>